

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金 に係る差押禁止等に関する法律案 概要

趣旨

令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めるものとする。

一 差押禁止等の対象

● 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金

令和6年能登半島地震災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅再建支援等の観点から支給される給付金であって、それらがあいまって被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、地域福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次のもの

- 1 地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者等のいる世帯等に対して給付金を支給することを目的とする国の交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金
- 2 1の給付金の支給を受けていない世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして支給される給付金として厚生労働省令で定めるもの

二 差押禁止等

- 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止すること。
- 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金として支給を受けた金銭について差し押さえることを禁止すること。

三 施行期日等

- この法律は、公布の日から施行すること。
- 施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金についても適用すること（ただし、施行前の差押え等は有効）。